令和６年９月室戸市農業委員会総会議事録

１．日時　　令和６年９月２５日（水）午後１時３０分～午後２時２０分
２．場所　　室戸市役所２階　第１会議室
３．出席委員　９名

１番　藤岡 義博委員　２番　福冨 汎委員　　３番　西岡　豊
４番　中島 豊繋委員　５番　島巻 賢二委員
７番　尾﨑 考平委員　８番　小松 弘之委員　９番　細川 季代委員
10番　濱田 祐司委員

４．　欠席委員　　６番　川﨑 一男委員　　中原推進委員
５．　事 務 局　　次長　冨士原　夏樹
６．　議案　　第１号議案　室戸市農業振興地域整備計画の変更
（農用地区域からの除外）について
第２号議案　農地法第３条許可申請について
第３号議案　非農地証明願について
その他の件　令和６年度農地パトロールについて

（開会時刻　13：30）
（島巻会長あいさつ）

議　　長　　ただいまから９月定例総会を開会致します。
それでは、事務局より諸般の報告をお願いします。

事 務 局　　諸般の報告を致します。出席委員は１０名中９名のご出席です。
川﨑委員さんより欠席のご連絡をいただいております。
室戸市農業委員会総会会議規則第６条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。
推進委員さんの出席者数は、１０名中９名のご出席で、中原委員さんよりより、ご欠席の連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、
第１号議案　室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について
第２号議案　農地法第３条許可申請について
第３号議案　非農地証明願について
その他の件の順となっております。
（8 月総会以降の農業委員会の活動報告等）
以上で、諸般の報告を終わります。

議　　長　　それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。

議　　長　　それでは８番小松委員、９番細川委員にお願いします。

議　　長　　これより議事に入ります。第１号議案番号１ 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について議題といたします。この件につきまして産業振興課三宮氏より説明をお願いします。
説明の間、休憩いたします。

産業振興課
三　　宮　　産業振興課の三宮です。第１号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について説明させていただきます。
座って説明させていただきます。
議案書の１ページ目、地図は２ページ目、３ページ目をご覧ください。
これは、農業振興地域の整備に関する法律第１３条に基づく農用地区域からの除外の申請となります。申請者は吉良川町の
さん、場所は吉良川町字　　乙　　番　、登記地目は田、現況の利用状況は休耕地、地積が 753 ㎡となっております。

除外後の用途としましては、申請者の　　が個人住宅を建てる予定となっております。
土地の選定理由としましては、建築予定者の　　の　　は現在借家住まいで、家族も増えて手狭になっていることから個人住宅を建て、　　休耕中で周辺農地に影響を与えることのない、こちらの申請地を選定いたしました。説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員は私ですが、議長であるため、久保利文推進委員に現地調査等の報告をしていただきます。

推進　委員
久　　保　　第１号議案室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について証言いたします。先程、産業振興課の三宮さんから説明のありました申請について、９月１８日、申請人の　　さん・　　さん、島巻会長、事務局の冨士原さんと私の５名で現地を確認しましたので報告いたします。それでは２ページの地図をお願いします。申請地は５５号線　　橋の西詰から県道　　線を上流方向へ２ｋｍ弱進んだところに　　という集落があります。赤く示されている所が申請地です。ご審議よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。第１号議案番号１について、担当地区委員さんから現地調査等の報告がありました。この件について、ご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

（な　し）

議　　長　　特段ないようでございますのでお諮りします。
第１号議案番号１について 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって第１号議案番号１については、これを承認することに決定致します。三宮氏は、ここで公務のため退席となります。
ありがとうございました。

（三宮氏退席）

議　　長　　続きまして、第２号議案農地法第３条許可申請について議題といたします。こちらの番号１及び番号２については、譲受人が同じで、担当地区委員さんも同じであることから、この件につきましては、事務局より一括にて説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第２号議案農地法第３条許可申請、番号１及び番号２について、事務局より一括にて、説明いたします。まずは、番号１について説明します。
議案書４ページ目をごらんください。地図は５ページ目から７ページ目をご覧ください。
申請地は羽根町字　　乙　　番、字　　乙　番、同字乙　　番です。登記地目及び現況地目はともにそれぞれ田となっており、申請面積は 667 ㎡、416 ㎡、56 ㎡の３筆計 1,139 ㎡で農用地ではありません。

本申請は、浮津の　　さんから、羽根町の　　さんへの贈与
による所有権移転の申請です。こちらの３筆は
以前より　　さんが耕作管理を依頼されていたとのことです。
以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、
調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

～　番号１の説明については以上です。

続きまして番号２の説明をさせていただきます。議案書４ページ目
地図は①は８ページ目、②は 13 ページ目をご覧ください。
申請地は羽根町字　　乙　番外　　筆です。登記地目及び
現況地目は田及び畑となっており、申請面積は 13 筆計 5,026 ㎡、
農用地は字　　及び字　　の計４筆が該当しています。
本申請は、羽根町の　　さんから、番号１と同様、
羽根町の　　さんへの贈与による所有権移転の申請です。
譲渡人の　　が高齢で耕作できなくなり、子供も市外で
、室戸に戻り耕作する予定がないため、家族で協議し、
本申請にいたっております。

以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、
調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

～　事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。担当地区委員さんの説明を番号１・番号２について一括で説明をお願いします。

推進　委員　　まず場所ですが、　　橋を西へ 100ｍくらい行ったところに市道
佐　　川　　線があり、それを 150ｍくらい上へ上がったところにハウスとかがあるあたりにほとんどあります。5 ページの地図の所には、すでに　　さんが借りる準備（水稲栽培）をしております。
から岸の上のところで休耕されている所も機械を入れて、水稲を作る準備を始めています。字　　の２筆は田になっていますが、　　谷の奥の方になっており、ちょうど近くに　　さんが山林を持ってまして、下の方から進んでいくのはちょっと難しくなってますが、山の方からは道があるので、そちらから行けば管理できるとのことです。字　　ですけども、　　から上の方ですけど、こちらも同様に近くに山林を所有しており管理ができるとのことです。その他の田も何の問題もないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。ただいま担当地区委員より、第２号議案番号１と番号２について順次現地調査等の報告がございました。この件について、番号 1、番号 2 どちらでも、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

１　　番　　事務局にお聞きします。内容について通常、贈与の場合は家族及
藤　　岡　　び親戚というような関係で贈与されておりますよね。ここで記載されているのは、譲渡人と譲受人とはどういう関係になりますか。

事務局　　さんと　　さんが　　。

推進委員
佐　川　　そうです。　　さんの　　の方が親戚で、　　さんの田を　　さんが水稲を作っていました。　　さんの方とは昔から付き合いがあって、近くに親戚がいないので、　　さんに任せたいという風な話になったということです。

１　番
藤　岡　　わかりました。

４　番
中　島　　この申請は、行政書士さんからの申請ですか。

事務局　　こちらの申請は、譲受人と譲渡人同士での申請です。譲渡人は譲受人に申請の委任状も提出しておりますが行政書士さんからの申請ではありません。

４　番
中　島　　わかりました。

議　長　　他にご意見・ご質問はございませんか。無いようでございますのでお諮りします。第２号議案農地法第３条許可申請番号１について、ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　ありがとうございました。挙手多数でございます。
よって第２号議案番号１について許可することに､決定致します。

議　　長　　続きまして第２号議案番号２農地法第３条許可申請について
許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　ありがとうございました。挙手多数でございます。
よって番号２について、許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして第３号議案 非農地証明願の件について議題といたします。こちらの番号１及び番号２については、担当地区委員さんが同じであることから、この件につきましては、事務局より一括にて説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第３号議案番号１及び番号２非農地証明願について、一括して説明いたします。まず番号１の説明をさせていただきます。
議案書 17 ページを、地図は 18 ページをご覧ください。
申請地は、吉良川町字　　乙　　番、登記地目は田、現況地目は原野となっています。地積は 595 ㎡で、農用地区域外です。
高知市の　　さんの所有地です。
申請理由ですが、令和５年１月に相続したときから 40 年以上耕作しておらず、現在は原野となって草木が生い茂っており、農地への復旧が困難となっております。非農地証明取得後は、　　さんが取得したいとの話があるとのことです。

続きまして、番号２の説明に移らせていただきます。
議案書 17 ページ、地図は 20・21 ページをご覧ください。
申請地は、吉良川町字　　乙　　番、登記地目は田、現況地目は雑種地となっています。
地積は 115 ㎡で、農用地区域外です。香美市の　　さんの所有地です。
申請理由ですが、昭和５５年に申請地の道を隔てた東側に家を建てたときから駐車場として利用していたため、農地への復旧が困難ととなっているとのことです。なお、現地確認の際に現地が駐車場になっていたことについて、　　より農地法の認識がなかったとの始末書の提出がありましたことを合わせて報告いたします。
非農地証明取得後は、　　さんが　　さんの住居と併せて取得予定とのことです。事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より番号１と番号２の申請について説明がございました。担当地区委員さんの現地調査等の報告を番号１・番号２について一括で説明をお願いします。

８　　番　　第３号議案非農地証明願番号１・２について証言します。番号１
小　　松　　の現場の状況は事務局から説明がありましたので、自分の方からは申請地の場所について説明します。18 ページをお願いします。
国道５５線の　　の旧道で　　の登り口を５ｍくらい上がって西へ 50ｍくらい行くと南側に申請現場があります。復旧は困難となっておりますので審議の程をよろしくお願いします。

番号２について続いて説明します。２０ページを開けてください。
国道から旧道の　　に入り、西へ行くと　　があり、そこから西へ 50ｍくらい行くと商店があります。そこから北へ上がって、50ｍくらい行くと申請地の現場があります。ここも復旧困難と思われますので、審議の程をよろしくお願いします。

９月２０日午後１時３０分、海老川委員と事務局冨士原さんと番号１は　　さん、番号２は　　さんと私で確認してきました。審議をよろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。担当地区委員から、第３号議案番号１・番号２について現地調査等の報告がございました。この件について、番号1、番号２どちらでも、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

（無　し）

議　　長　　格別無いようでございますのでお諮りします。
第３号議案非農地証明願番号１について、
非農地と承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。
全員賛成でございます。よって番号１について
非農地と承認することに、決定致します。

議　　長　　続きまして番号２について非農地と承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号２について、非農地と承認することに、決定致します。
議　　長　　続きましてその他の件について議題といたします。
この件につきまして、事務局より説明をいたします。
説明の間、休憩します。

事 務 局　　令和６年度農地パトロールの日程案・内容の説明

（資料２の説明）

議　　長　　ただいまの事務局の説明について、ご質問はありませんか。
各地区での農地パトロールをよろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか
事務局より、その他の事務連絡をお願いします。

事 務 局　　事務連絡①公務災害保険のしおり（資料３の説明）
事務連絡②10/16 農業委員会全員研修会のお知らせ

議　　長　　他に何かありませんでしょうか。ご質問等はありませんか。
なければ、総会についてはここで締めさせていただきます。
なければ、閉会の挨拶を中島職務代理にお願いいたします。

（中島職務代理の閉会の挨拶）
（閉会時刻午後２時２０分）